

2020年全日本ラリー選手権統一規則

＜新旧対照表＞

下線部：変更箇所

2020年統一規則	2019年統一規則
<p>第1章 大会告知</p> <p>第1条 競技会特別事項 【略】</p> <p>○競技会の定義および組織 2020年JAF全日本ラリー選手権第○戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、<u>2020年日本ラリー選手権規定</u>、<u>2020年全日本ラリー選手権統一規則</u>、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○プログラム【略】</p> <p>○競技会の名称 <u>2020年JAF全日本ラリー選手権第○戦</u> ○○ラリー<u>2020</u></p> <p>○競技の格式 JAF公認：国内競技 JAF公認番号<u>2020年</u>○○○○号</p> <p>○競技種目【略】</p> <p>○開催日程および開催場所 <u>2020年</u>○月○日（○）～○月○日（○）の○日間 【略】</p> <p>○競技会本部（HQ）【略】</p> <p>○コース概要【略】</p> <p>○オーガナイザー【略】</p> <p>○組織 1）～2）【略】 3）競技会主要役員 (1) 競技会審査委員会【略】 ・技術アドバイザー： (JAF派遣)</p>	<p>第1章 大会告知</p> <p>第1条 競技会特別事項 【略】</p> <p>○競技会の定義および組織 2019年JAF全日本ラリー選手権第○戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその付則、<u>2019年日本ラリー選手権規定</u>、<u>2019年全日本ラリー選手権統一規則</u>、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○プログラム【略】</p> <p>○競技会の名称 <u>2019年JAF全日本ラリー選手権第○戦</u> ○○ラリー<u>2019</u></p> <p>○競技の格式 JAF公認：国内競技 JAF公認番号<u>2019年</u>○○○○号</p> <p>○競技種目【略】</p> <p>○開催日程および開催場所 <u>2019年</u>○月○日（○）～○月○日（○）の○日間 【略】</p> <p>○競技会本部（HQ）【略】</p> <p>○コース概要【略】</p> <p>○オーガナイザー【略】</p> <p>○組織 1）～2）【略】 3）競技会主要役員 (1) 競技会審査委員会【略】</p>

<p>(2)～(3)【略】</p> <p>4) オブザーバー：_____ (JAF派遣)</p> <p>○参加申込受付期間【略】</p> <p>○参加申込および問い合わせ先 (大会事務局)【略】</p> <p>・提出書類：【略】</p> <p>所定の用紙に必要事項を記入し、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記までに申し込むこと。</p> <p>【略】</p> <p>○保険</p> <p>2020年日本ラリー選手権規定第17条に基づき、対人賠償保険 (無制限/〇〇〇万円以上) および搭乗者保険 (または共済等) (無制限/〇〇〇万円以上) に加入していること。</p> <p>[※上記金額を決定し明記すること]</p> <p>○音量規制【略】</p> <p>○参加台数【略】</p> <p>○レッキの実施方法【略】</p> <p>○タイヤおよびホイール</p> <p>1) ホイール：</p> <p>装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、カタログに記載されている数値を最大値とすることができる。</p> <p>－ 総排気量1,400cc以下の車両：最大直径14インチ、最大幅6インチ</p> <p>－ 総排気量1,400ccを超え2,000cc以下の車両：最大直径16インチ、最大幅7インチ</p> <p>－ 総排気量2,000ccを超える車両：最大直径17インチ、最大幅7.5インチ</p> <p>※なお、2021年以降本項について変更を行う場合がある。</p> <p>2) タイヤ：</p> <p>【略】</p> <p>[※1. 舗装 (アスファルト、ターマック等) スペシャルステージとして認定</p>	<p>(2)～(3)【略】</p> <p>4) オブザーバー：</p> <p>○参加申込受付期間【略】</p> <p>○参加申込および問い合わせ先 (大会事務局)【略】</p> <p>・提出書類：【略】</p> <p>所定の用紙に必要事項を記入し、<u>それぞれ署名捺印の上</u>、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記までに申し込むこと。</p> <p>【略】</p> <p>○保険</p> <p>2019年日本ラリー選手権規定第17条に基づき、対人賠償保険 (無制限/〇〇〇万円以上) および搭乗者保険 (または共済等) (無制限/〇〇〇万円以上) に加入していること。</p> <p>[※上記金額を決定し明記すること]</p> <p>○音量規制【略】</p> <p>○参加台数【略】</p> <p>○レッキの実施方法【略】</p> <p>○タイヤ</p> <p>【略】</p> <p>[※1. 舗装 (アスファルト、ターマック等) スペシャルステージとして認定</p>
--	---

された競技会の場合、以下の条文を追記すること]

・FIA公認タイヤについて、全日本選手権においてはその使用は認められない。ただし、FIA公認タイヤのうち、JATMA YEAR BOOKに記載されているもの、またはこれと同等なものであり、かつ公道走行が認められているタイヤについては使用することができる。

・下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

【略】

[※2.] ~ [※3.] 【略】

[※4. 競技会で使用できる最大本数の算出方法]

・舗装(アスファルト、ターマック等) スペシャルステージの距離が50 km~100 km未満の場合、6本とし、以降50 km未満毎に2本追加(例: 100 km~150 km未満、150 km~200 km未満)。

【略】

[※5.] 【略】

○セレモニアルスタート/フィニッシュ 【略】

○タイムコントロール 【略】

○スペシャルステージ 【略】

○整備作業 【略】

○賞典 【略】

○その他

1. 【略】

1) 【略】

2) 当該特別規則に追加しない場合、または異なるアイテナリーに基づき走行するクラスを併催する場合には、別途特別規則を作成すること。

2. 【略】

○細則 【略】

細則 1. ~ 細則 8. 【略】

[競技会名称]
大会組織委員会

された競技会の場合、以下の条文を追記すること]

・下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

【略】

[※2.] ~ [※3.] 【略】

[※4. 競技会で使用できる最大本数の算出方法]

・舗装(アスファルト、ターマック等) スペシャルステージの距離が50 km~100 km未満の場合、8本とし、以降25 km未満毎に2本追加(例: 100 km~125 km未満、125 km~150 km未満)。

【略】

[※5.] 【略】

○セレモニアルスタート/フィニッシュ 【略】

○タイムコントロール 【略】

○スペシャルステージ 【略】

○整備作業 【略】

○賞典 【略】

○その他

1. 【略】

1) (略)

2) 当該特別規則に追加しない場合には、別途特別規則を作成すること。

2. 【略】

○付則 【略】

付則 1. ~ 付則 8. 【略】

[競技会名称]
大会組織委員会

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条～第3条【略】

第4条 参加資格

【略】

1) 【略】

2) 参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、JAF発給の競技運転者許可証を有する者は参加者を兼ねることができる。

3)～5) 【略】

第5条～第8条【略】

第9条 安全装備

1) クルーが着用するもの：

【略】

なお、FIA公認のFHRシステムについて、2020年全日本選手権ではその着用を強く推奨する（2021年以降の全日本選手権では着用を必須とする）。

2) 【略】

第10条 書類検査および車両検査

1. 書類検査：

1)～2) 【略】

3) ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険（人身傷害、共済等）の加入が確認できる書類等。

2. 【略】

第3章 競技に関する基準規則

第11条 ブリーフィング

当該年の日本ラリー選手権規定第16条に従う。

第12条～第17条【略】

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条～第3条【略】

第4条 参加資格

【略】

1) 【略】

2) 参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。

3)～5) 【略】

第5条～第8条【略】

第9条 安全装備

1) クルーが着用するもの：

【略】

2) 【略】

第10条 書類検査および車両検査

1. 書類検査：

1)～2) 【略】

3) 対人賠償保険および搭乗者保険証（共済等）

2. 【略】

第3章 競技に関する基準規則

第11条 ブリーフィング

当該年の日本ラリー選手権規定第16条に従う。

ただし、ブリーフィングを実施の有無に関わらずオーガナイザーは、クルーに対する指示事項を公式通知にて発行し、参加確認時に書面にて配付しなければならない。当該指示事項に追加/変更が生じた場合は、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表される。

第12条～第17条【略】

<p>第4章 抗議</p>	<p>第4章 抗議</p>
<p>第18条 抗議</p> <p>1) 【略】</p> <p>(1) 抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、<u>53,300円</u>を添えて競技長に提出すること。</p> <p>(2)～(5) 【略】</p> <p>2) 【略】</p>	<p>第18条 抗議</p> <p>1) 【略】</p> <p>(1) 抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、<u>52,400円</u>を添えて競技長に提出すること。</p> <p>(2)～(5) 【略】</p> <p>2) 【略】</p>
<p>第5章～第6章 【略】</p>	<p>第5章～第6章 【略】</p>
<p>第7章 本統一規則の解釈および施行</p>	<p>第7章 本統一規則の解釈および施行</p>
<p>第21条 【略】</p> <p>第22条 罰則</p> <p>1) ラリー競技開催規定<u>細則</u>：スペシャルステージラリー開催規定第28条に従う。</p> <p>2)～3) 【略】</p> <p>第23条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項</p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 本統一規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその<u>細則</u>、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。</p> <p>3) 【略】</p>	<p>第21条 【略】</p> <p>第22条 罰則</p> <p>1) ラリー競技開催規定<u>付則</u>：スペシャルステージラリー開催規定第28条に従う。</p> <p>2)～3) 【略】</p> <p>第23条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項</p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 本統一規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその<u>付則</u>、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。</p> <p>3) 【略】</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>